

健生食輸発1008第1号
令和7年10月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(ミャンマー産食品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年10月7日付け健生食輸発1007第1号)により通知したところである。
今般、輸入時の自主検査の結果、YOTE KYAR GYI FISH SAUCE & NAMPURA INDUSTRYの製造した赤とうがらしを含むミャンマー産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のミャンマーの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
赤とうがらしを含む食品	別途指示する製造業者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。